

令和 7 年第 1 回定例会

令和 7 年 2 月 1 2 日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 7 年 2 月 1 2 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 5 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 9 議案第 6 号 令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 10 議案第 7 号 令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算について
- 第 11 議員提出議案第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１８名）

1 番	中 山 晴 親 君	2 番	丸 山 保 君
3 番	中 澤 秀 平 君	5 番	野 口 靖 君
6 番	大久保 協 城 君	7 番	青 木 貴 俊 君
8 番	窪 田 行 隆 君	9 番	湯 井 廣 志 君
10 番	冬 木 一 俊 君	11 番	吉 田 達 哉 君
12 番	高 橋 淳 君	13 番	荒 木 征 二 君
14 番	丸 山 覚 君	15 番	三 澤 望 太 君
16 番	佐 藤 学 君	17 番	山 崎 恒 彦 君
18 番	栗 原 透 君	19 番	松 本 文 和 君

欠席議員（１名）

4 番 内 田 裕美子 君

説明のため出席した者

管 理 者	新 井 雅 博 君	組 合 事 業 統 括 兼 病 院 院 長	設 楽 芳 範 君
病 院 長 補 佐	井 上 雅 浩 君	事 務 局 長 兼 經 営 管 理 部 長	高 田 克 巳 君
看 護 部 長	高 田 幸 子 君	薬 剤 部 長	堀 口 裕 之 君
診 療 支 援 部 長	関 根 圭 介 君	総 務 課 長 兼 医 療 安 全 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括 兼 研 修 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括	田 村 朝 亮 君
用 度 課 長	平 澤 和 興 君	参 事 兼 企 画 財 政 課 長 兼 患 者 支 援 セ ン タ ー 事 務 統 括	五十嵐 哲 二 君
医 事 情 報 課 長 兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括 兼 緩 和 ケ ア セ ン タ ー 事 務 統 括	清 宮 きよ江 君	施 設 管 理 課 長 兼 し ら さ ぎ 管 理 課 長	黒 澤 透 君

事務局職員出席者

兼佐補長課務総
書秘局医
兼リーダーグループ
管理研修研
リーダーグループ

金子 祐子 君

総務課
法規研修
グループリーダー

新井 敬継 君

総務課主査

柳井 紀道 君

総務課主事

栗原 萌佳 君

総務課主事

桜井 大弥 君

開会の挨拶

議長（湯井廣志君） 傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、動画などの撮影、また録音などはしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

議会開会に先立ち、報告申し上げます。

会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席届が内田裕美子議員より提出されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、議員各位をお願いいたします。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をしていただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長においても感染拡大防止のため、マスクを着用することといたします。

議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会の定例会が招集となりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数の出席をいただきまして開会できますことを心より御礼申し上げます。

今期定例会に提案されるものは、議案8件でございます。

慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（湯井廣志君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和7年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（湯井廣志君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

第 2 会議録署名議員の指名

議長（湯井廣志君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、議長において 5 番、野口靖君、15 番、三澤望太君を指名いたします。

第 3 管理者発言

議長（湯井廣志君） 日程第 3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げる次第でございます。

令和 7 年第 1 回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員皆様方におかれましてはご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、群馬県内ではインフルエンザが爆発的に蔓延をする状況がありまして、当病院におきましても面会の全面禁止を含めた感染症対策を実施し、万全の態勢を心がけて取り組んできたところでございますが、おかげさまでインフルエンザも若干収束を見る状況も出てまいりましたので、明日 13 日に面会の全面禁止は解除すると、そのような方向で現在進めているということでございますので、ご報告をさせていただきます。

また、地域医療構想における藤岡地域における本組合の医療の在り方等につきましては、厚生労働省や群馬県とともに情報を共有し、意見交換を行いながら今後も地域医療の充実に努めてまいるところでございますので、議員皆様方におかれましては、ご理解とご協力を引き続き賜りますように、切にお願いを申し上げます。

さて、本議会に提案をいたします案件は、組合各事業の令和 7 年度予算をはじめ 8 件の審議をお願いするものでございます。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第 4 議案第 1 号

議長（湯井廣志君） 日程第 4、議案第 1 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設する改正がなされ、令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。

関連する条例の改正が必要となるため、改正理由を同じくする5件の条例改正を整備条例として制定し、一括して改正を行うものであります。

第1条では、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報の保護に関する法律施行条例、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護審査会条例、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の4条例において「懲役」を「拘禁刑」に改め、第2条では、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例において、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和7年6月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第 5 議案第 2 号

議長（湯井廣志君） 日程第 5、議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

人事院は、令和 6 年度の国家公務員給与について、民間企業における初任給の動向を踏まえ、給与格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いた俸給月額及び期末・勤勉手当の支給率の引上げを主な内容とする勧告を行い、これに基づいて国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が令和 6 年 12 月 25 日に公布されました。

本組合におきましても、国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の主な内容であります。第 1 条のうち第 7 条の 3 第 1 項第 1 号につきましては、医師の初任給調整手当を月額 31 万円に改め、第 15 条第 2 項につきましては、職員の期末手当の支給率を 0.05 月引き上げ、また第 16 条第 2 項第 1 号につきましては、職員の勤勉手当の支給率を 0.05 月引き上げることにより、期末・勤勉手当の合計月数を年間 4.50 月から 4.60 月へとするものであります。

別表第 1 及び別表第 2 につきましては、俸給月額の引上げとして改めるものであります。

次に、第 2 条につきましては、令和 7 年度から配偶者に係る扶養手当の廃止並びに子に係る扶養手当の段階的な引上げをするとともに勤勉手当基礎額への扶養手当算入を廃止し、条項の整理を行うものであります。

別表第 1 及び別表第 2 につきましては、各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消する改定となります。これにより、改定前の号給をそのまま改定後の号給とすることができないため、附則別表として給料表を切り替えるものであります。

施行日につきましては、公布の日からとし、第 2 条につきましては、令和 7 年 4 月 1 日からとするものであります。

なお、第 7 条の 3 第 1 項第 1 号、第 15 条第 2 項及び第 3 項並びに第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、別表第 1 及び第 2 の改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 報酬が上るということで、非常に喜ばしいことなんだと思うんですけども、報酬が上ったなりに、事務局職員の方々の仕事の精度も上がるのでしょうか。

議長（湯井廣志君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（田村朝亮君） お答えさせていただきます。

今回の給与の改正につきましては、国に準じて改正を行っておるものでございます。

職員の働き方が給料に比例するかというご質問だと思いますが、今現在そうかどうかというのはちょっと私のほうでは何とも言えないんですけれども、当然ながら公務員ですので、給与に見合う働き方、それに見合う素質のある、資質というのを備えるように総務課としては職員教育を徹底していきまして、市民の皆様に仕事ぶりが納得できるように努めさせていただきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議長（湯井廣志君） 日程第6、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第３号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和６年１２月２５日に公布された国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律を踏まえ職員の給与条例を改正するにあたり、会計年度任用職員においても所要の改正をお願いするものであります。

改正内容につきましては、第１条のうち第１０条第２項では、会計年度任用職員の期末手当の支給率を０．０１２５月引き上げ、０．６８７５月から０．７０月とし、勤勉手当の支給率を０．０１２５月引き上げ、０．４８７５月から０．５０月に改正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からとし、令和６年４月１日からの適用とするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第３号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

第７ 議案第４号

議長（湯井廣志君） 日程第７、議案第４号、令和６年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第４号、令和６年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事

業会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第２条で公立藤岡総合病院の業務予定量の変更、第３条の収益的収入及び支出で、病院事業収益４億５，４９７万１，０００円の減額補正、病院事業費用３億５，４８５万円９，０００円の増額補正となっております。

また、第４条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正を伴うものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第２条、業務の予定量であります。入院の年間患者数を１１万５，８１５人から１１万２，２６３人へ、１日平均患者数を３１７人から３０７人へ、外来では年間患者数を１６万３，９２８人から１６万３，５７３人へ、１日平均患者数を６７４人から６７３人に変更するものでございます。

次に、第３条、収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます。

第１款病院事業収益では４億５，４９７万１，０００円を減額し、総額を１２３億２，２９８万２，０００とするものであります。内訳は、第１項医業収益で４億６，７８０万円の減額、第２項医業外収益で１，２８２万９，０００円を追加するものであります。

第１項医業収入の減額の理由でございますが、昨年６月の診療報酬改定により施設基準の算定基準が厳しくなったことが主な要因となっております。

続きまして、収益的支出について申し上げます。

第１款病院事業費用では３億５，４８５万９，０００円を追加し、総額を１４０億５，８２９万６，０００円とするものであります。内訳は、医業費用で３億５，８８５万９，０００円を追加、第２項医業外費用で４００万円を減額するものであります。医業費用の主なものは、人事院勧告における給与費の増額となっております。

次に、第４条、議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員給与費２億６，５８４万８，０００円を追加するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 今、部長のほうから診療報酬の改定やら入院患者数の減少やらということいろいろと説明がありました。

この中で、キャッシュ・フローのほうをちょっと見てみますと、下から3行目、現金及び預金同等物の増加減少額ということで16億4,712万4,000円計上されております。この理由が、先ほどの職員給与の2億6,584万8,000円と、これは年間延べ患者数を見ると、この3,552人の減少等が影響しているのか、それともそれ以外のことが原因なのか、このキャッシュ・フローの現金について、16億4,700万減っていることについての説明と、その内容の詳細をお示しいただきたいと思います。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

参事兼企画財政課長兼患者支援センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

今の質問の中で、現金が減っているという状況下の中になるんですが、今ご質問にあった中の給与費の削減、人事院勧告による給与費の削減という部分と、あとは支出の面におきまして材料費、そちらのほうもいろいろ高騰しております。薬品費、診療材料費、給食材料費、そちらの高騰によって今回補正もさせていただいたんですが、そういう費用の増も含めた中での金額となっております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第 8 議案第 5 号

議長（湯井廣志君） 日程第 8、議案第 5 号、令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第 5 号、令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第 2 条で訪問看護ステーション業務の予定量の変更、第 3 条の収益的収入及び支出で、介護老人保健施設事業収益 2 9 6 万円の増額補正、訪問看護事業収益 1, 0 4 9 万 8, 0 0 0 円の減額補正、介護老人保健施設事業費用 5 6 2 万 3, 0 0 0 円の増額補正、訪問看護事業費用 1 0 6 万 2, 0 0 0 円の増額補正であります。

第 4 条の資本的収入及び支出で、介護老人保健施設事業資本的収入 1 2 5 万円の増額補正、訪問看護事業資本的支出 3 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正となっております。

また、第 5 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正に伴うものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第 2 条、業務の予定量であります。訪問看護ステーションの年間延べ利用者数を 1 万 6 9 2 人から 9, 7 2 0 人へ、1 日平均利用者数を 4 4 人から 4 0 人へ変更するものでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます。

第 1 款介護老人保健施設事業収益では 2 9 6 万円を追加し、総額を 3, 8 2 0 万円とするものであります。内訳は、第 2 項事業外収益で 2 6 6 万円、第 3 項特別利益で 3 0 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、第 2 款訪問看護事業収益では 1, 0 4 9 万 8, 0 0 0 円を減額し、総額を 9, 7 7 4 万 4, 0 0 0 円とするものであります。内訳は、第 1 項事業収益で 1, 0 4 9 万 8, 0 0 0 円を減額するものであります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第 1 款介護老人保健施設事業費用では 5 6 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 8, 2 7 3 万円とするものであります。内訳は、第 1 項事業費用で 2 9 2

万3,000円、第3項特別損失で270万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、第2款訪問看護事業費用では106万2,000円を追加し、総額を9,069万1,000円とするものであります。内訳は、第1項事業費用で108万3,000円を追加、第2項事業外費用で2万1,000円を減額するものであります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の資本的収入についてご説明申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的収入では125万円を追加し、総額を3億1,725万円とするものであります。内訳は、第2項固定資産売却代金で125万円を追加するものであります。

続きまして、資本的支出についてご説明申し上げます。

第2款訪問看護事業資本的支出では32万1,000円を追加し、総額を187万1,000円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費で32万1,000円を追加するものであります。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員給与費108万3,000円を追加するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第5号について質問させていただきます。

100ページになります。

重要な後発事象というものがここで具体的に出てまいりました。介護老人保健施設事業、しらさぎの里が令和7年3月31日をもって事業を廃止するというものが出てきました。

私もこの議会で皆さんに対して、そろそろこういったものは廃止すべきだというような意見を出させていただいて、早速廃止ということで方針を決めていただいて、管理者以下、大変なご苦労があったというふうに思います。

まずは、このしらさぎの里、今現在もうやっていないというふうに私は認識しておりますが、いつをもって事業を停止したのか。また、そこに入所されていた方、どのようなことで対処したのか。また、そこで働いていた職員に対してはどのようなことになっているのか。まずこの3点について伺いたします。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

参事兼企画財政課長兼患者支援センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

まず、事業の休止になるんですけれども、そちらのほうは8月いっぱいをもって通所、あと入所を含めて休止という形で届出をさせていただいております。

あと、利用者のその後という部分にはなるんですが、5月からご家族、利用者ご本人、いろいろ面談をさせていただきました。まずは利用者の行きたい場所、そちらのほうを踏まえて、希望に沿った形であるかどうかという部分も含めて面談をさせてもらった中で、順次移動先も含めて連携を取りながら、極力その要望に応えられるような形で対応させていただいたという経緯になっております。最終的には、8月末をもって休止という形になっております。

職員のほうになるんですが、段階的に通所、入所を含めて段階的に8月末で休止にはなったんですが、通所が早めに終わったという部分もありまして、通所に関わる職員に関しては病院のほうに異動していただいて、こちらのほうでも面談等をしながら、希望に沿った形も含めて看護師または事務、看護職という部分を含めて配置をしているという状況になっております。

最終的に入所者、8月末をもって全員、残りの職員を含めて病院のほうに来て、こちらのほうで働いているという状況になっております。

以上、回答とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 8月末をもって実質的な休止に入ったということが分かりました。

また、通所されている方、入所されている方、ご家族も含めて、何かトラブルとかありませんでしたか。

それと、今現在どのような管理をしているのか、その点についてと、職員に対しても全員がこちらのほうの、公立藤岡総合病院の業務に当たっているということではよろしいのか、それを機会に退職された方がいるのかいないのか、その点も含めてお示しをしていただきたいというふうに思います。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

参事兼企画財政課長兼患者支援センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

トラブルに関しましては、極力誠心誠意込めて説明をさせてもらったという経緯で、一応行きたくないだとか、ほかの施設に移動したくないとか、そういうお話があったということは事実であるのですが、ほかの施設に行くことによってトラブルになったという報告までは伺っておりません。

あとは、管理につきましては、8月いっぱいをもって備品類等を含めた中で今、精査をして、不要なものは廃棄したりだとか、必要なものはしっかりと管理をしながら、現状そのような形で対応しております。

あと、職員の退職等につきましては、確かにゼロではございませんでした。実際問題、施設からこちらのほうへ来てなじまないとか、そういうこともあつ

た中で退職をしたという職員も数名いたというふうには聞いております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 数名いたというのではなくて、何名なのか示してください。把握しておられれば。

それと、じゃ次、管理はしているということなんですけれども、今後どうするんですか。このゾーンについては、藤岡市とすれば教育・福祉ゾーンということで設定をされています。近くには工業団地もあって欲している企業もあるというふうに少し聞いているんですが、ただ建物や土地に私は制限があると思うんです。そういった意味では、今後あの建物、土地を病院としてどのように活用していくのか、方向性を示してください。

議長（湯井廣志君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（田村朝亮君） お答えさせていただきます。

職員の移動に伴う内容についてまずお答えさせていただければと思います。

しらさぎの里が休止になりまして、しらさぎの里で長いこと勤められていまして、こちらのほうに移りたくないという方が2名いらっしゃいました。そのほかに、こちらのほうに移ってきた職員の中で、やはりこちらになじめないという形で年度途中で退職した者が1名おりまして、計3名という形でご理解いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

しらさぎの里についての跡地利用の方向性ということでございますが、11月18日開催の第2回組合議会定例会の際にも冬木議員さんのほうからご質問をいただきました。

現在建っている土地につきましては制約がある土地ということで、前回の定例会の中で用途が限られるということで説明をさせていただきました。

現在、私どものほうで考えておる方針なんですけれども、紙カルテ、今、電子カルテに切り替わっているんですけれども、その前の古い紙カルテを前橋の業者に年間委託料で770万円をかけて預かっていただいております。その委託料をぜひ圧縮したいということで、しらさぎの里をその書庫という形で今現在、方針としては考えております。

11月の定例会終了後に、現在管理・保管をしていた業者さんに調査をかけまして、1月22日に調査結果の報告と見積額というのが出されまして、紙カルテの量なんですけれども、段ボールで6,170箱、4トントラックで30台、それで移動期間として3か月かかるということで、しらさぎの里の2

階の部分、一般療養棟で使っていた部分1, 363平米、それと3階の認知症専門棟、そちらが1, 350平米になるんですけれども、そちらの2階と3階を使って段ボール3段積みで収まるのではないかというふうに業者のほうから現在報告を受けており、見積額については税込み690万円ということで指示をいただいております。

それを受けまして、現在預けてある紙カルテにつきまして、本当に必要なものかどうかということの精査を今現在しておりまして、廃棄可能なものがどのくらいあるのかということは今、再調査をかけております。

いずれにいたしましても、令和8年度からにつきましてはこちらの委託料が発生しないように準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（湯井廣志君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 最後の質問にしますけれども、770万円の経費の節減のためにあの施設をカルテの書庫として使うのは、何となくちょっと違和感を感じます。もう少し有効な活用方法もあるんじゃないかというふうに私は推察いたしますので、そのことも含めて、そんなに焦らなくていいと思うよ。よく管理者、また病院の病院長さんも含めて、書庫にするんだという一応方向性は出ているということなんだけれども、よく調査研究を、藤岡市のここに企画部長さんもらっしやいますので、有効な活用方法をしていただくことを要望いたしまして、答弁要りません、私の質問とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号

議長（湯井廣志君） 日程第9、議案第6号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益124億7,722万1,000円、病院事業費用141億9,307万9,000円であります。

続きまして、事業収支におきまして差引き17億1,585万8,000円の純損失を計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、公立藤岡総合病院資本的収入7億21万1,000円、公立藤岡総合病院資本的支出14億3,320万6,000円を計上しております。

以下、第5条から第9条までは、所要の額及び予定支出の各項の流用について定めております。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条、業務の予定量であります。入院の病床数399床で、年間患者数11万4,830人、1日平均患者数314人、外来では年間患者数16万3,108人、1日平均患者数674人を見込みました。

また、主な建設改良事業は、設備機器整備事業4,400万円、器械器具整備事業1億8,500万円であります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額について、収益的収入よりご説明申し上げます。

第1款病院事業収益では、総額124億7,722万1,000円を計上するものであります。第1項医業収益118億8,912万5,000円、第2項医業外収益5億7,675万7,000円、第3項特別利益で1,133万9,000円であります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第1款病院事業費用では総額141億9,307万9,000円を計上するものであります。内訳は、第1項医業費用137億3,007万5,000円、第2項医業外費用4億5,700万2,000円、第3項特別損失500万

2, 000円、第4項予備費100万円であります。

事業収支では、17億1,585万8,000円の純損失を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入よりご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入では、総額7億21万1,000円を計上するものであります。内訳は、第1項他会計負担金で4億6,621万1,000円、第2項企業債で2億2,900万円、第3項長期貸付金償還金で500万円であります。

続きまして、資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出では、総額14億3,320万6,000円を計上するものであります。内訳は、第1項建設改良費3億2,900万円、第2項企業債償還金11億420万6,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億3,299万5,000円は、当年度消費税資本的収支調整額123万7,000円、過年度損益勘定留保資金7億3,175万8,000円で補填する予定であります。

次に、第5条の企業債は設備機器整備事業ほか1件について限度額等を、第6条の一時借入金は一借入金の限度額を、第7条の経費の流用は予算額に過不足が生じた場合における流用可能条件を、第8条は議会の議決を得なければ流用できない経費を、第9条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ所要の額を定めたものであります。

昨今の病院経営を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、今後も当院の理念であります地域住民から信頼される医療を提供するため、病院職員一同、緊張感を持って経営改善に努めてまいり所存でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

大久保協城君。

議員（大久保協城君） 議案第6号、令和7年度病院事業会計予算について質問させていただきます。

今、管理者と経営管理部長から説明がありました。収入を支出が大きく上回るという数字であります。17億を超えてその数字が今示されてきたわけなんですけれども、この数字を見て今後の事業の見通しについて、どんなふうな考えでいるのか教えていただきたいと思います。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

参事兼企画財政課長兼患者支援センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

令和7年度の予算についてになるんですけれども、令和6年度の補正予算を踏まえて令和7年度の予算を計上しております。

収入につきましては、一般患者数の増とか、あと包括ケア病棟における減算等を踏まえて増収という形で、収入のほうは既決予算に対してもプラスで考えているんですが、今、先ほどお話があったように、全国的にやはり支出に関して物価高という部分、こちらのほうにつきましては当院としても非常に大きなところがあります。特に薬品、材料費、特にその材料費につきましては昨年10月も価格改定がございました。

今年も4月に、材料費が1.3倍になるという業者からのお話を受けているところです。そのまま契約するというわけではないんですが、世の中の情勢として非常に物価高ということで材料費が上ってきているという状況です。

あわせて、電気・ガス、こちらのほうの高騰はもちろんなんですが、給食材料費、こちらのほうも全般的な食糧費の高騰もそうなんですが、皆さんご存じのようにもうお米の高騰というものも非常に高くなっております。そちらのほうも踏まえて6年度補正もかけているんですが、それを踏まえた中で7年度のほうも予算計上している状況です。

17億という大きな純損失で予算は組まさせていただいたんですが、全国的な国公立病院におきましても、97.1%の国公立病院が損益比率がマイナスだという状況になっているそうです。公立病院はもっと損益比率で30%以上マイナスだということで、非常に問題があるという中で、当院として厳しい状況ではあるんですが、今後この予算を踏まえた中で、少しでも収入アップ、支出の削減ということに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上で、答弁を終わります。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今の答弁を聞いていると、言い訳にしか聞こえない。ほかが赤字だからうちもそれでいいや、しょうがないや、そういうことじゃないですよ。物価高が、物価高がこういう社会情勢の中であるから致し方ないんだと。

先ほど可決をしました議案第4号の数字から追って、その補正予算から追って、議案第6号についてもこういった予算立てをしましたというふうなことですけれども、そのまま数字をスライドするんだったら誰だってできる。じゃ、こういうことで経営改善をするんだとか、こういうことで経費の見直しをしていくんだとか、ついてはこんな工夫をして、これで行くからな、市民から、地域から信頼、信用される病院になるんだと、緊張感を持って取り組むんだと。今、今、経営管理部長が言ったばかりじゃないか。そういう工夫は見られない数字になっているんじゃないんですかということですよ。

病床の稼働率についても、第４号で挙げた数字をそのままスライドしてきているから、８０％を切る、７８％という稼働率が。こういうのをどういうふうにしたらもう少し数字が上げられるんだという説明は今１つもなかった。そのことも踏まえてもう一度お願いします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えいたします。

まず、病院経営におきまして、組合議員の皆様にご心配をおかけしてしまっていることに対しまして、私、経営管理部長、また企業出納員として大変責任を痛感しているところでございます。

このような状況の中で持続可能な病院経営を行うには、病院職員一同が原点に立ち返りまして、ベットコントロール体制をまずは見直しまして、積極的医外来診療、救急患者の受入れ、また在院日数を短縮するなど患者を増やす努力というものが当然必要になってまいります。それには、連携医療機関等の関係強化、また患者のかかりつけ医から紹介をしていただける信頼される病院であることが不可欠であるというふうに考えております。

また、長年の業務体制を見直しまして、人員の適正配置の決定、また高額な医療機器の購入や更新については適正な台数購入となっているか、過大購入となっていないかなど、更新時においては収益に見合った機器であるかの再検討を行うなどして、いままではこうだったからという考えを改める必要がございます。

病院経営においては、構成市町村からの負担金、また補助金などの国等からの財政支援については、民間企業では当たり前に行われている無駄をなくすための経営努力、また組織改善が当院でも当然なされているというのが前提であるというふうに考えております。

病院職員一人一人が意識を変え、地域住民の方から藤岡総合病院は地域になくってはならない病院だと言っていただけるよう、強い使命感を持って医療の質、それと経営の質を上げていく責任があるというふうに考えております。

それには、現場を担う医師、看護師、コメディカル、薬剤師、それと事務方、職員が一体となりまして、日頃から先ほども答弁させていただきました緊張感を持って、言葉にするだけではなく経営改善に向けたしっかりと行動に移すということが重要だと考えております。

今後も、信頼される医療を提供する、地域住民に選んでいただける病院になるよう全力を尽くしてまいりますので、組合議員各位におかれましては引き続きのご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 管理部長のほうから今、経営の質を上げるんだというふうな話がありました。そんなふうに患者が増えればなおのこといいでしょう。また患者を増やしたいという答弁であります。

今の経営管理部長の答弁を信じますよ。ぜひそういったことで取り組んでいただきたいと思いますけれども、以前私はこの病院を患者さんが後にするときに、どういった形で病院を後にするようになって、大変お世話になりました、ありがとうございましたと言われて病院を後にしてもらうような、そういう病院であってもらいたいという質問をいたしました。

院長先生、病院の看板、質、一番のその営業マンは、私は先生なんだと思うんだよね。こんな先生に診てもらいたい、この先生よかったよね。その中でスタッフが、看護師さんにもものすごく大事にしてもらった、そういうことなんだと思うんだよね、病院長。病院全体でこういった状況をクリアできるような、ぜひ取り組んでいってもらいたいと思います。

私はこれで質問終わりますけれども、よろしくお願いします。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はありませんか。

野口靖君。

議員（野口 靖君） やはり同じような内容になってしまいますけれども、先ほど物価高騰、材料費 1.3 倍になったりとかいろいろやっているんですけれども、今回の予算の中で最後のキャッシュ・フローのところで、令和 5 年度の決算では 38 億、補正で先ほど承認されたのが 21 億、今回の予算で今度 4,000 万と。この金額で今の経済の物価の高騰によって対応できるのか、その辺のところが予算規模からすると最低限 5% や 10% なければ実際の運営は厳しいと言われている中で、的確なのかというところのこの予算書の内容、どういうふうに思っているのか。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

参事兼企画財政課長兼患者支援センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

今の令和 7 年度のキャッシュ・フロー 4,150 万円という部分についてのご報告になるんですが、収益の大幅な悪化だとか、あと予定外の費用がなければキャッシュ・フローどおり足りるのではないかというふうに思っております。

ただ、先ほどお話があったように物価高という部分がどこまで反映するかという部分が正直見えないところではあるんですが、そうならないように収益のアップをしっかりとやっていくのと支出の削減、先ほど大久保議員のほうからご指摘がありましたが、収入のアップに関しましては、やはり 1 人当たりの単価を上げるという部分と病床利用率、どれだけ患者さんを回せるか、これに入院については尽きると思っております。

令和 5 年度の実績で 76% の実績、令和 5 年度に 76% の病床利用率、6 年

度で77.8%という話ではあるんですが、今回、病院としての目標として、現在目標の数字を85%、78%から85%に引き上げながら、まず病床利用率を上げて収益、現金を確保していきたいなというふうに思っております。

支出につきましては、支出の削減、そちらにつきましては、業務の見直しという部分の中で、まずその委託の業務内容は本当に正しいのかどうか、そちらのほうを契約する際に仕様書の見直しをして、不要なものは契約をしない、必要なものだけにしていくという部分と、あと、薬品についてなんですけれども、ほかの病院とも含めて共同購入、そちらのほうも検討をしながら経費の削減をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 野口靖君。

議員（野口 靖君） 今、稼働率の問題で85に向けてということで、でもコロナ前の稼働率、令和元年度の78.8、これが最高ですね。それ以上の高みを目指しているのかと。コロナによって67、70、76と。

今回のこのやはり緊急夜間、あとは紹介状なし、この辺のところがどのような影響がされているのか。地域の医療の連携とありますから、このところで紹介なしで患者数がどうなるかというのは、今いろいろ議員でいらっしゃる地元の医師のほうとのあれでしょうが、この辺のところと連携をしていかなければなかなか思うような数字が、また稼働率が上がっていかないのかなというふうに思いますが、その辺のところ見解をお聞きます。

議長（湯井廣志君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（設楽芳範君） お答えいたします。

当院としても、稼働率を上げるために地域医療支援病院として救急医療を充実させたいと思っております。

ですので、紹介患者はもちろんですけれども、救急車の受入れ台数を今以上増やすように努力するよう医師、また看護師、ほかのコメディカルにも指導してまいりたいと思います。

また、当院は救急の専門医がおりませんので、群大の教授ともこれから一部協議しているところなんですけれども、派遣を増やしていただくなど要請をしつつ救急医療を充実させて、これからはもっと患者さん、稼働率を増やせるようにしたいと思います。

それで、地域医療構想でも当院は急性期、高度急性期ということで、そちらのほうを充実させようと思っております。

現在、集中治療室も加算を取れる体制になっておりますので、あとは地域包括ケア病棟も減算されておりますが、その辺を何とかクリアできるように努力をしているところでございます。

議長（湯井廣志君） 野口靖君。

議員（野口 靖君） 全員が一体となり、この難所というかその場をしのぎながら皆さんで努力して、また管理者がしっかりと国に働きかけて頑張っていただくということで、質問を終わります。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はありませんか。

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 野口議員さんと一緒に108ページです。このキャッシュ・フローが来年の3月31日なんですかね、4月1日、年度末で4,000万ということで、課長のほうからか、いろいろ答弁いただきました。これから改善に向けてということと、特にこのとおりの歳入歳出、収入支出があれば何の問題もないというふうにお伺いをしました。

先ほど私、今年度の補正予算のときにその内訳をお伺いして、材料費の高騰だとか人件費だとかということで、その時点でこれだけの資金がなくなるということは把握をしていたということですから、それを踏まえてというのは物価高だから駄目だとか人に起因することを踏まえるんじゃないで、そういうことがあってこれだけ予算のキャッシュ・フローでマイナスが出たんだから、それを踏まえてというんだったら、ここでこの20億の数字をもう少し減らすというこの努力をして予算を組んでほしかったと思うんです。

それで、これは来年、来年度の予算で行きますけれども、来年いろいろなものをこういうふうに支払いをしたり何をしたりとしていくと去年の、去年というか今かな、今の末の16億を払うと30億、16億4,700万払って残高が21億円になりました。ここから20億近くまた支払いをして4,000万になりました。そうすると、来年どうするんだろう。再来年になるのか。今年度、平成7年度じゃなくて8年度は4,000万の現金からスタートしていくわけだよね。同じようにこれだけの赤字、赤字というかマイナスが出た場合に、これ資金ショートするんじゃないかと思うんです。

だから今年、今年度から来年度は予算が組めました。じゃその翌年度、この辺はどう考えてこの予算を組んだんですか。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） お答えをさせていただきます。

先ほどの吉田議員のご質問でございますが、令和8年度の現金の残高は38億あったんですけれども、令和6年度末で21億ということで、こちらの令和7年度末のキャッシュ・フローについては残額が4,000万ということで、今年度につきましては約16億の損失を見込んでおります。

令和7年度について、先ほどのご指摘ごもっともだと思いますけれども、もう少し赤字幅を踏まえて、もう少しやはり予算の組み方というものについて

は当然努力しなければならないという部分ではあるというふうに私のほうも感じておりますけれども、いずれにしてもこの令和7年度については大きなスポット的な支払いがなければこのキャッシュ・フローのとおり4,000万で行けるというふうに考えておりますけれども、その翌年度以降、8年度というところでございますけれども、今現在私どものほうも、先ほど企画財政課長、病院長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、とにかくこの赤字幅を病院スタッフ一同一丸となってとにかく収入を増やす、それと経費を省くというところで、かならず今後もこの藤岡総合病院が経営を継続していけるように、しっかりと現金を積み上げていくということで、これからはやはり先ほども私の答弁がありましたけれども、言葉だけではなくやはり行動に移すということで考えております。

いずれにいたしましても、これはもう我々の本当に心がけ次第ということでございます。令和8年度についても今現在現金、こちらの7年度末で4,100万なんですけれども、それについては反省しなきゃならない部分もございまして、しっかりとこれについては私も企業出納員という立場がございまして、しっかりと病院スタッフ一同一しっかりその辺のところも指導いたしまして、議員の皆様にご心配をかけることのないよう、また病院が今後とも地域の皆さんに必要である病院と言っていただけるように全力で努力してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（湯井廣志君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 何かこれ見ているとぞっとするんだけど、来年度の予算の中で貸借対象を見ていると未収金が16億あるよね。それで未払金が9億あるよね。ざっくり7億だ。それに4,000万も入ってくると7億4,000万と若干の差額、こういうばらばらと出てきた8億ぐらいは要するに来年度、7年度末の翌年度へ繰り越すキャッシュ・フローの中の残高が8億円ぐらいになるわけだね。

それで、同じように損失が20億出たら、もう今年はこのとおりやっていけば4,000万だから大丈夫なんですと高をくくっているけれども、この翌年どうするんだよ。来年。

ずっと病院に携わってきています。一時はその医療に納得が行かない方がいたり、多分納得が行かない方がいたけれども、今全然そういうことがないんです。これは、しっかりとした経営の裏づけがあって、院長をはじめ医療関係のスタッフの方が一生懸命やってくれているからこの病院の人气も持ち直していると。でも、この状態で経営がどうにもならなくなっちゃたら元の木阿弥だよね。先生方が一生懸命頑張ったってどうにもならない。

加算を取る、加算を取ると言っても加算も取ってもらうのも大事かもしれないけれども、79%とか80%の病床稼働率をこれ上げるというのは、俺がは想像ができないんだよね。退院したりベッドの準備したり入院したりというだけだって、その何日間稼働しない日はできたってしょうがないんだと思うんだよね。だから、80日の稼働で何とか回るようなことを考えていかなかったら、それじゃ1台トラックが出ていったからトラック入ってきてと交通整理みたいにならざるを得るというような状況じゃないと思うんだよね。

実際に、さっき野口さんが言ったようにコロナの前で79%だった。これを85%に上げると簡単に言うよね。部長の後ろの人。全然俺聞いていて信憑性がないんだよね。

最終的に考えるのが、他会計負担金で藤岡市含めて関係市町村からお金もらえばいいというような責任感のなさにしか聞こえないんですけれども、何か根拠があってどうするとかということは、この要するにマイナスが出た原因をもっと真剣に把握をしないと、じゃ何が無駄なのか、どこに無駄が存在していたのかというのは分からない。これから何か委託していたところを見直すとか言っているけれども、そんなの前からやってもらわないと困るんですよ。今まで委託なんかも垂れ流しで、いいや、やってもらうんだからそれでいいやと言ってやっていたわけ。そうじゃないんじゃないの。それきちんと契約のときにこういう契約ですよ。それでこのように履行したからそれを払いますよとやってきたんじゃないの。

だから、もうちょっと真剣に分析をして、その中で何が駄目だったのか、何がよかったのか、それをちゃんと地に足つけて分析してもらわないと、また損失が20億出たら、もう再来年資金ショートだよね。それ総務課長、どう感じるんですか、この予算書を見て。俺は気持ち悪くてしょうがない、おっかなくてしょうがない。絶対これ資金ショートになるよ。

議長（湯井廣志君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（田村朝亮君） このキャッシュ・フローのほうを見てどういうふうに感じるかというご質問でございますが、私個人としては、これだけの経営規模の病院でございますので、正直桁が1つ、2つ、2つは言い過ぎですけれども、最低1つはないと大変厳しいというふうには考えています。

来年度の予算書の中で5億円の一時借入れというところがございますので、企画財政課長が答えたように、基本的には大きな突発的な支出、また患者数の減少等がなければ、一時借入れを行ってどうにか乗り切れるかどうかということだというふうには考えています。

総務課としてというか、経営管理部としましては、この危機的状況を踏まえ

まして、機構改革等、職員のコストのほうの削減を今現在考えて、新年度のほうからそういうところで人件費の抑制、あまり大きな数字にはなりません、少しでもそういうところで支出の削減のほうに努めていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（湯井廣志君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 今どうこうと言ってもすぐ回答は出てこないんだと思うので、これから経営管理部長を中心にしっかりと分析と、それから削減、それから先ほど院長がおっしゃったような点数が取れるもの、そういったものを取り組んでいっていただきたいというのが本当のところなんですけれども、藤岡市でも他会計負担金ということで、構成市町村の皆さんからも頂きながらこの病院に年間にすると6億2,000万円ぐらい出ているんですかね。医業収益と医業外収益で。それを今度はその倍ぐらい出していかないと、もう足りなくなるんじゃないのかなというような雰囲気ですよね。

今、総務課長が言った一借りを起こして何とかやり過ごす。じゃ、令和9年どうするの。抜本的な改善をしていかないと、テクニックだけで乗り切れるのは令和8年だと思っています。そのテクニックも使えなくなるのは令和9年。この辺が山場になるのかなというふうに感じます。この数字の改善を本当にしていけない限り、テクニックだけで乗り切れない時代が来ると思うんだよね。

だから、構成市町村から他会計負担金でもらえるからいいやじゃなくて、もうこれだけの施設がそろってこれだけのスタッフがいて、父ちゃん俺たちはもう俺たちの力で稼げるから仕送りしてくれなくてもいいよというぐらいの意気込みを持ってやっていただかないと、もう本当にこの病院経営が危機的な状況になるというのは、このキャッシュ・フローだけ見ても、中にどういう項目があるかというのは細かくは分かりませんが、皆さんはそれで分かっているはずなので、それをしっかり分析をして経営のほうに努めていっていただきたいと。しっかりした土台ができれば、医療従事者がしっかりした医療を提供する。このことで地域に信頼される病院ができますので、この場をやり過ごすだけの答弁は要りませんから、しっかり地に足をつけてやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君）　　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君）　　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君）　　起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第7号

議長（湯井廣志君）　　日程第10、議案第7号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君）　　議案第7号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出では、訪問看護事業収益1億1,774万3,000円、訪問看護事業費用1億2,730万5,000円であります。

続きまして、事業収支におきましては差引き956万2,000円の純損失を計上しています。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、訪問看護事業資本的支出で7,529万8,000円を計上いたしております。

以下、第5条から第7条までは、所要の額及び予定支出の各項の流用について定めております。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君）　　経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君）　　それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、2条の業務の予定量であります。年間延べ利用者数1万1,495人、1日平均利用者数47.5人を見込みました。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額について、収益的収入よりご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業収益では、総額1億1,774万3,000円を計上す

るものであります。内訳は、第1項事業収益1億1,265万1,000円、第2項事業外収益509万2,000円であります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第1款、訪問看護事業費用では、総額1億2,730万5,000円を計上するものであります。内訳は、第1項事業費用1億2,355万5,000円、第2項事業外費用365万円、第3項予備費10万円でございます。

事業収支では、956万2,000円の純損失を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について、資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業資本的支出では、総額7,529万8,000円を計上するものであります。内訳は、第1項建設改良費で254万円、第2項企業債償還金で6,775万8,000円、第3項長期借入金償還金で500万円であります。

次に、第5条の一時借入金は、借入れの限度額を、第6条では経費の流用可能な条件を、第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、それぞれ所要の額を定めたものであります。

なお、本議案は介護老人保健施設しらさぎの里の資産、負債、資本金を訪問看護ステーションはるかぜに引き継いだものであります。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第 1 1 議員提出議案第 1 号

議長（湯井廣志君） 日程第 1 1、議員提出議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、丸山覚君。

議員（丸山 覚君） 議員提出議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和 4 年に成立した刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わり拘禁刑が創設されることから、条例中の懲役の文言を拘禁刑に改めるものであります。

本条例の施行日につきましては、令和 7 年 6 月 1 日としています。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第 3 8 条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（湯井廣志君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。

まずは、ご提案をさせていただきました全ての議案に対しまして、全員の賛成をいただきまして決定を賜り、誠にありがとうございました。

また、各議員皆様方から、特に令和7年度の病院会計予算につきまして、さらなる経営改善を等々を含めたご質問を賜りました。その質問に対しまして、病院長、さらには経営管理部長のほうから今後の医療体制の整備、医療機関に課せられた使命をどう果たしていくか、さらには経営管理部長から全般にわたる経営管理に関しての今後の方針、こういったことを答弁をさせていただきました。これらの答弁に差異がないよう、管理者としてしっかりと病院長、経営管理部長を含めた医療関係者とこれからもさらに意見を統一する中で、約束を果たしてまいりたいというふうに考えております。

これから、しっかりとした中核病院として引き続き信頼される病院経営、あるいは医療体制を整えてまいりの中で、改めて地域医療を支えると同時に、地域の皆様方から、そして病院関係者の皆様方から信頼される病院を建設できるよう、心を新たにしていきたいと思っております。

引き続き、議員各位のご協力を心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

閉会

議長（湯井廣志君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会の定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時58分閉会

会議規則第 7 7 条の規定により下記に署名する。

議 長 湯 井 廣 志

署名議員 野 口 靖

署名議員 三 澤 望 太